

安全への取り組みについて

【救命設備の設置状況】

救命胴衣 大人用 104 着 小人用 11 着 幼児用 3 着

救命いかだ又は浮器 5 器

救命浮環 4 個

【緊急時の通信手段】

船舶無線

携帯電話（当社運航の離島航路は携帯電話通話可能範囲内です）

【損害賠償保険に関する内容】

一般社団法人 日本旅客船協会 船客傷害賠償責任保険加入済

支払限度額 1 名あたり 1 億円

保険加入期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

【船舶検査の受検状況】

船舶安全法第 9 条 1 項の規定により令和 3 年 7 月 8 日に東北運輸局石巻海事事務所より船舶検査証書の交付を受ける。有効期間は令和 8 年 7 月 20 日まで、毎年の中間検査（直近：令和 6 年 8 月 27 日～令和 6 年 9 月 9 日）と 5 年に 1 回の定期検査を受検している。

【自主的な取り組み】

発航前点検簿に基づいた運航前点検

船内の消毒、運航前のアルコールチェック及び体温チェック

12月 年末年始安全総点検

1月 乗組員研修受講

2月 津波避難訓練

2月 安全統括管理者・運航管理者研修会受講

4月 春期安全総点検